

広  
報

# ふじかわ

7  
No.516  
2004年(平成16年)



- 都市計画区域内の用途地域設定……………2~3
- 乳がん検診が変わります……………3
- 合併問題……………4~7
- 浜名湖花博「富士川の日」イベント開催……………8

●今年目標「あいさつをしよう」



# 都市計画区域内の用途地域

## 設定作業が始まります！

### 〔都市計画〕

都市計画とは、町の将来のあるべき姿を想定し、それに必要な規制誘導あるいは整備を行い、町の健全な発展と秩序ある整備を図るための計画で、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を都市計画区域として指定します。

### 〔線引き〕

都市計画区域に指定された内で、優先的に市街化すべき区域(市街化区域)と、当面市街化を抑制すべき区域(市街化調整区域)とに分けることを「区域区分」と言い、区域内にその境界線が引かれることから、区域区分を定めている都市計画区域を「線引き都市」と言います。

この区域区分により、市街化区域内においては、市街地の開発事業や都市施設の整備を積極的に進めるほか、一定の基準にかなった民間の開発行為は許可されず、市街化調

整区域内においては、特定の場合を除き、開発行為、建設行為は原則として禁止され、都市施設についても市街化を促進する恐れのある整備は原則として行いません。

このような定義において、昨年度、県が作成した庵原広域都市計画マスタープランでは、区域区分を設けない区域としましたので、現行の都市計画区域内に用途地域を設定しても、当町内には市街化区域と市街化調整区域の線引きは行わないことになります。

### 〔用途地域〕

都市計画区域内の土地をその利用目的によつて区分し、建築物や土地の区画形質の変更などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を誘導する「地域地区」があります。地域地区は、用途地域や高度利用地区、風致地区などによつて定められています。

中でも、用途地域は土地利用計画の基本となるもので、都市計画法第十三条の都市計画基準において定められており、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居系、商業系、工業系の用途をそれぞれの特徴性に合わせて適正に配分することで、都市機能と良好な都市環境を有する市街地の形成を図るものです。ちなみに、市街化区域については、少なくとも用途地域を定めるものとしています。

用途地域は、全部で十二種類に区別され、既設建築物の不適合調査等の結果を踏まえながら、その地域に一番相応しい用途を定めています。設定後においては、その用途に適合しない建築物はその地域内に建築できないこととなります。併せて、容積率や建ぺい率などの形態規制については、用途地域ごとの地域に見合った数値に定めていきます。

### 〔当町の現況と今後の方針〕

当町は、町内全域の三十六割にあたる千二百二十四軒が既に都市計画区域に指定されていますが、区域区分はされておらず、未線引き都市と

なっています。(庵原広域都市計画マスタープランにより)また、用途地域などの地域地区区分もされておられません。現在、都市計画を設定している県内六十市町村の内、五十二市町村が用途地域を既に設定しており、庵原三町や芝川町などが未設定の状況となっています。

そこで、当町では今年度から三年計画で都市計画区域内に用途地域を設定していく方針で作業を進めます。今年度は基礎調査を基に、人口分布や密度の現況、各種規制内容を把握し、町の将来フレームを検討します。来年度は、調査結果の集積や分析を行い、用途不適合建築物の把握、将来土地利用計画との整合を行い、用途地域設定素案の作成を予定しています。最終年度は、決定のための事前協議書作成、住民説明会の開催などを予定しています。

用途の設定にあたっては、広く町民の意見を聞くために各種代表からなる検討委員会等を組織し、随時協議を持ちながら作業を進めてまいりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いします。

## 平成16年度から 乳がん検診が変わります。

近年、食生活の欧米化やライフスタイルの変化により、乳がんになる女性が増加し、従来の視触診のみでは早期のがんの発見が難しいと言われています。

このようなことから本年度から町が行う乳がん検診において、40歳以上の希望者を対象に、マンモグラフィー検査を追加検診することができるようになりました。

従来の視触診検査との併用をお勧めします。

既に申し込まれている方へは個人通知を発送します。なお、婦人科検診を申し込まれていない方で希望する方は保健センターまでご連絡ください。

### ◆検診日◆

8月2日～10月7日までの月・木曜日(祝日は除く)  
個人通知に受診日を指定してありますので、変更がある方は保健センターに連絡をしてください。

### ◆実施方法◆

対象者	乳がん		子宮がん
	視触診	マンモグラフィー	
30歳以上	視触診を受診者で40歳以上	視触診実施後翌週以降の平日の午後	30歳以上
実施日	婦人科検診日	視触診実施後翌週以降の平日の午後	婦人科検診日
料金	700円	1,000円	1,300円

### 【注意事項】

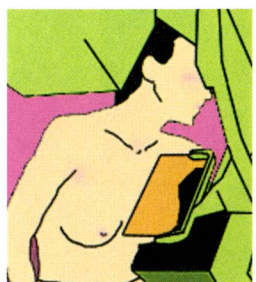
- マンモグラフィー検査は一日10人の予約制です。視触診を終了した方から順に蒲原病院で予約を行います。
- マンモグラフィー検査のみの実施は町では実施しません。
- 妊娠中・授乳中の方、豊胸手術をした方、過去に針生検をした方等は、町のマンモグラフィー検査の該当外になります。各自で医療機関等にご相談ください。

### マンモグラフィー検査とは

X線による乳房内の乳腺組織を撮影します。従来の視触診では発見することが困難だった乳がんの初期症状のひとつである微小な石灰化を発見するのに大変優れた検査です。通常の胸部レントゲン写真では、上記のような異常は撮影できないため、専用の撮影装置を使用して撮影します。

### 撮影方法について

乳房の片側ずつ、両側の撮影をします。乳房を圧迫しますので多少痛みを感じる場合もあります。



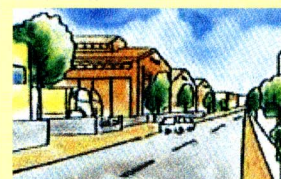
## 用途地域の種類

### 準工業地域



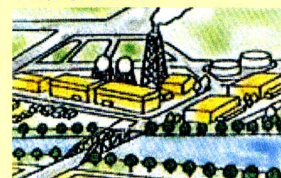
環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図る地域

### 工業地域



工業の利便の増進を図る地域

### 工業専用地域



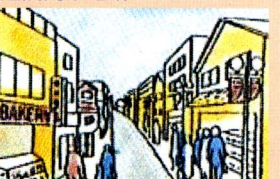
工業の利便の増進を図るための専用地域

### 準住居地域



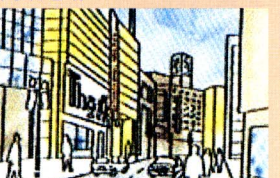
自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域

### 近隣商業地域



近隣の住宅地の住民のための店舗、事務所等の利便の増進を図る地域

### 商業地域



店舗、事務所等の利便の増進を図る地域

### 第二種中高層住居専用地域



必要な便利施設の立地を認める住宅の専用地域

### 第一種住居地域



大規模な店舗、事務所の立地を制限する住宅地のための地域

### 第二種住居地域



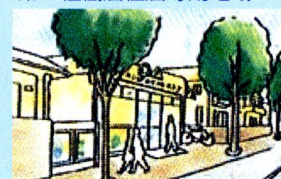
住宅地のための地域

### 第一種低層住居専用地域



低層住宅の専用地域

### 第二種低層住居専用地域



小規模な店舗の立地を認める低層住宅の専用地域

### 第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の立地を認める住宅の専用地域

住居系

商業系

工業系



# 富士市との合併が白紙に!!

坪内町長は、「富士川町と富士市との合併を進める会(以下「進める会」という。)(大久保芳夫会長)より提出された合併特例法第四条(住民発議)に基づく、富士市を合併対象市町村とする合併協議会設置の本請求を受けて、五月二十四日、鈴木富士市長に対して、市議会に議案として付議していたべくよう意見照会を行いました。

## 町議会、結論出ず

六月四日、町議会全員協議会を開催し、坪内町長は所信表明の中で過去の経緯と反省を踏まえ「合併協議会設置の要請」を行いました。町議会として意見集約はできず、結論は出ませんでした。

## 市議会には付議せず…

六月八日、鈴木富士市長が役場を訪れ、坪内町長からの意見照会に対し、「市議会の意見を確認するとともに、これまでの状況を総合的に判断した結果、議案として付議しない。」との回答がなされました。

## 住民発議終了

この結果、「進める会」が進めてきた住民発議による合併協議会設置請求の手続きは全て終了し、富士市との合併特例法の期限内(来年三月末日)での合併は、事実上不可能となりました。

## なぜ、付議しない?

なぜ、鈴木富士市長は市議会に付議しなかったのでしょうか。理由は、次のとおりです。

- 一 合併は、両市町の住民の意思を尊重することが原則であり、特に、編入合併が想定される中、富士川町の住民、議会・行政の三者の意思統一による合併申し入れが望ましいと考え、機会あるごとに、この体制ができた中で申し入れをお願いしてきたが、今日まで町議会の意思表示が確認できなかった。
- 二 これまでの町議会の経過から今後合併協議会の設置や合併協定書

の調印等に関して、議会と行政の一体化された方向性が示されることは困難と判断した。

- 三 住民投票は、住民意思が明確になる機会であったが、条例案の否決により町民の意思を確認することができなかった。
- 四 本件に関する富士川町での混迷が続く中、仮に合併協議を進めても、今後のまちづくりの上で好ましい結果につながるかは考えにくい。
- 五 これ以上結論を先延ばしすることは、富士市民に対して十分な説明を行うことができなくなり、また、合併協議会での審議不足につながる懸念される。



鈴木富士市長からの回答

## 「進める会」

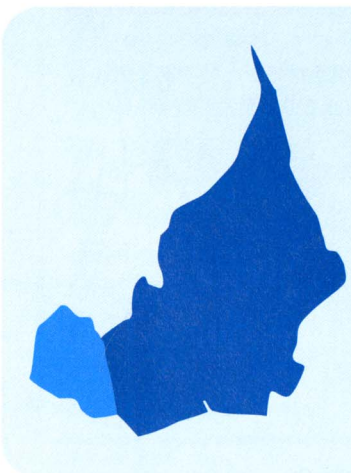
大久保芳夫会長のコメント

鈴木富士市長の回答は、正に苦渋の選択であったと思う。出来れば両市町による合併協議会が設置され、十分な議論をして欲しかったと思う。

昨年十二月、富士川町長から事務レベルでの研究申入れ以来、今日まで富士市長・市議会・市民の皆様のご理解に感謝しております。

富士川町議会の意思決定がない理由でご破算となり残念でなりません。署名にご協力いただき、富士市との合併を熱望された多くの町民の皆様に対し、誠に申し訳ありません。

これからの町政運営は、財政面では単独で厳しさを増すものと思います。行政改革はもとより福祉の後退や行政サービスの低下がないよう、そして特に当局、議会の対立を解消し、住みよいまちづくりを期待しています。



## 付議できない最大の理由

富士市長は、「町民・議会・行政の統一された意思表示がなかった。」と付議できない理由を述べています。富士市から見て富士川町の意思が最も分かり易い方法は、住民投票でした。選択肢はどうであれ投票によって、町民の意思が得票数で示されれば明確に判断できる状況になったと思います。

町議会も町長もその意向に添うと表明していましたが、方向性は一本化できただけです。

しかし、実際にはそのための投票条例が二案とも否決されたことに、富士市は驚き、不信任を生む結果となりました。

町民が意思表示をする機会がないまま、この市町とも合併できない状況となってしまうことについて、町民の皆様は深くお詫びを申し上げます。なぜ、二案が議会に上程され、かつ二案とも否決になってしまったのか経過を追って検証してみたいと思います。

## 基本的な考え方の整理

まず、町長・議会・住民投票条例制定請求者(以下「請求者」という。三者の考え方を左表で項目別に確認してみよう。その後、いくつかの問題に分けて考えてみます。

項目	行政	議会	請求者
必要と判断した時期	平成16年4月	平成15年12月	平成16年3月
合併の期限	「3月初旬まで期限にこだわらず」から「合併特例法改正期限内」に変更	合併特例法期限内を考慮する 13人	合併特例法期限内を考慮する
選択肢	3択 2択が妥当だが、請求案に合わせた	3択	3択
情報提供	町長	町長	町長
投票の時期	平成16年5月23日	すみやかに	可決後最短で6月13日以後指定日は特はない
結果の尊重	最も得票数の多い選択肢	最も得票数の多い選択肢	尊重する

## 時間が掛かる手続き問題

三月十七日、地方自治法第七十四条(注一)に基づき、住民投票条例制定請求(以下「住民請求案」という。)手続きが開始されました。その後、署名活動、署名簿提出、同審査と続き、四月二十二日に本請求が提出されました。

この住民請求案が五月十日の臨時議会に上程し可決されても、六月十三日が最短の投票日になります。つまり、手続き開始から約三ヶ月が経過してしまうこととなります。この手順は地方自治法及び施行令に定められており、短縮できるものではありません。(注二)

次に投票日から合併協議会設置議案上程までの手続きに時間がかかります。町では、少なくとも二、三週間は必要です。富士市においては、市民説明及び議会との調整、補正予算、人事異動など、少なくとも一ヶ月は必要です。したがって、この投票日では、両市町とも六月定例会の日程には間に合わないこととなります。

請求者には分かりにくい事務手続きにより、住民請求案の提出をもっと早くしていればとか投票日までの期間を短縮できればといった問題が生じました。

## 住民請求案修正の問題

三月十七日、条例請求に伴う「請求代表者証明交付申請書」が請求者から提出されました。(注三)

数人の議員と報道関係者も同行され、町長不在のため助役に申請がなされ

(注一) 条例の制定又は改廃の請求とその処置

第七十四条 普通地方公共団体の議会及び長の選挙権を有する者(中略)は、(中略)その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(中略)の制定又は改廃の請求をすることができる。

(注二) 署名の証明・縦覧等  
第七十四条の二 条例の制定又は改廃の請求者の代表者は、(中略)署名簿を市町村の選挙管理委員会に提出してこれに署名し印をおした者が選挙人名簿に登録された者であることを証明を求めなければならない。この場合においては、当該市町村の選挙管理委員会は、その日から二十日以内に審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を証明しなければならない。

(注三) 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による署名簿の署名の証明が終了したときは、その日から七日間、その指定した場所において署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。



結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

### 合併期限の問題

現行の合併特例法の期限は、平成十七年三月末です。今年二月に法改正の説明会があり、十七年三月末までに県知事に合併申請を行い、十八年三月末までに合併すれば、現行の合併特例法が適用されるという事実上一年間の延長措置が図られました。(平成十六年五月二十六日、国会で改正された合併関連の法律が公布され、合併特例法の経過措置に関する事項も同日施行されました。)

町長はそれまで、「期限にこだわらない。」と発言してきましたが、富士市との連絡会より「協議会設立から八ヶ月で合併申請が可能である。」との報告を受け、これまでの考えを改めました。多くの市町村が、この六月に合併協議会設置に踏み切っている事情は、特例法の手続き上、最終期限であるとの認識によります。

### 町長案の作成の問題

住民請求案による投票日では、合併特例法期限に間に合わない危惧があり、町長は「条例と規則(以下「町長案」という。)」を制定する決断をしました。(注五)

さらに、投票に必要な経費を平成十六年度一般会計予算案に計上しました。(注六)

【注五】 条例の制定及び罰則の委任  
第十四条 普通地方公共団体は、(中略) 条例を制定することができる。  
【規則】  
第十五条 普通地方公共団体の長は、(中略) 規則を制定することができる。  
【注六】 【予算を伴う条例、規則等についての制限】  
第二百二十二条 普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。

### 町長案の一元化の問題

四月十三日、広域行政調査研究特別委員会(以下「特別委員会」という。)

議員懇談会において、町長は住民請求案の主旨を最大限とり入れて、町長案を作成することを約束しました。

二十日の特別委員会では、町長案と住民請求案とを一元化に向けて協議することになり、二十二日に、請求者・議会・行政で会合を持ちました。はじめに、行政から住民請求案と町長案との相違点を請求者に説明し、主旨は変えずに「投票日」と「投票結果への対応」のみを変更している点をお伝えしました。議員からは、二案上程は避けるべきで、町長案に集約していききたいと請求者にお伝えしました。

「住民請求は住民の権利であり、上程後、議会が判断すればよい。」との請求者のご意見で、同日、本請求が行われました。この結果、二案とも議会に上程されることが決まりました。

### 情報提供の問題

町長は、町民に対し、合併についての十分な情報を提供する責任があります。昨年、地域懇談会で周辺市町の概要は説明していますが、全町民に対して資料などの情報提供はしていませんでした。

議会より住民投票の実施を要望された昨年十二月の時点では、庵原三町の情報(研究会資料)は若干集積され

れました。行政では申請を受理した時点で降、住民請求案を修正することはできないことになっています。残念ながら、請求者から事前の相談はなく、また、当日受理を拒否できる状況ではありませんでした。

町長は、この住民請求案をそのまま議会に付議し、意見書を提出しなければなりません。(注四)

そこで、内部精査の上、県と相談し、意見書の中で住民請求案に投票実施上の不備があることを指摘させてもらいました。

【注三】 地方自治法施行令  
第九十一条 (中略) 普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者(中略)は、(中略)当該普通地方公共団体の長に対し、文書を以て条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

【注四】 地方自治法  
第七十四条  
③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を召集し、意見を附けてこれを議会に付議し、その

### 町長決断時期の問題

町長は、三月定例会において、一般行政報告及び一般質問に対する回答で「住民投票は実施しない。定例会後、住民説明会を開催し、意向を把握していく。」と発言していました。

しかし、当初予算案が否決され、暫定予算で新年度開始という異常事態となったため、住民説明会の開催は困難となり、住民の意向を把握することはできませんでした。

その後、アンケート調査も検討しましたが、妥当性を考えると、費用はかかっても住民投票による意思の把握をしようとは決断しました。

### 議会での修正の問題

議員は、昨年十二月定例会において全会一致で、住民投票を実施することを確認しています。時期は違いますが五月の臨時議会に二案上程された以上、実施に向けて不都合があれば住民請求案・町長案のどちらかを修正してでも可決するよう、調整はできたと思います。

修正動議は議員の権利として認められています。(注七)

結果論ではありますが、二案に賛成した議員は合計八人おりましたので、可決の可能性は十分あったと考えられます。

【注七】 【修正の動議】  
第一百五十五条の二 普通地方公共団体の議会が議案に対する修正の動議を議題とするに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の発議によらなければならない。

### 住民投票予算可決の問題

五月十日の臨時議会で、住民投票に伴う費用約七百万円を含む平成十六年度一般会計予算案が可決されました。にもかかわらず、その後、二案が否決されました。

### 結論

以上の経過により、住民投票条例案は、二案上程され、二案とも否決という事態となりました。

結果として、町民の意思は確認できないままとなり、行政も議会も、合併特例法期限内での合併に対する方向づけはできなくなりました。

### 議会からの要求により、 広報ふじかわ6月号の訂正

合併関連の記事5頁二段落目において、主旨が誤って伝わることでありました。左記のとおり訂正し、読者に誤解を与えたことをお詫び申し上げます。

#### 訂正前

住民請求案では、投票を行う実務面で若干の不備があり、その点も修正しましたが、議会審議の結果は二案とも否決でした。

#### 訂正後

町長案は、住民請求案に不備な点がいくつかありましたが、その箇所を参考にして提案させてもらいました。議会審議の結果、二案とも否決されました。

### 選択肢の問題

四月に入り、町長は連絡会の研究報告の内容も加え、パンフレット『まちの明日を考えましょう』を作成し、五月に全戸配布しました。

なお、この編集には議会も加わり、内容については十分協議され、合意のもと発行しました。

三月二十三日、静岡市と蒲原町の合併協議会設置議案が可決され、由比町においては、四月二十五日の住民投票の結果、静岡市との合併協議会設置が確定しました。町長は庵原三町の合併はないと判断し、富士市との合併か否かの二者択一がよいと考えていました。

しかし、大多数の議員は、協議会設置がそのまま合併することになるわけではないと考え、庵原三町の合併を含む三者択一を主張していました。最終的に、町長案は住民請求案と同じ三者択一となりました。





## 浜名湖花博 「富士川町の日」 イベント開催!

### 「ステージ満員御礼!」

五月三十日(日)。雨の予報が外れて真夏のような暑さの中、花博会場内「たねステージ」にて「富士川町の日」イベントを開催しました!



午前十時半の開演を前に観客席は既にほぼ満員。導入に、岩渕祇園囃子保存会の大音量の演奏で引き付け、お母さん劇団「赤い屋根」の元気の良い語り芝居、クールで華やかな「フルーツバスケット」のダンス、とテンポ良く切り替わるステージに、すぐに立ち見客まで集まりました。この大勢の観客を前に、司会の原さん(「赤い屋根」代表)による出演者や販売担当へのインタビュ、さらに、町長らが来場者約八百人に「黒米紅白餅」を配布して、富士川町のPRを行いました。



### 「売れ行き好調!」 特産品販売!



一方、ステージ併設の特産品販売ブースでは、黒米の磯辺餅が早々に完売! 約百本用意したキウイワインも、ステージの終了とともに完売しました。リニューアルしたキウイワインは非常に好評で、試飲をした方々から「おいしい」という感想をいただきました。他にも農産物を中心に、おむね好調な売れ行きでした。

九月二十日(月・祝日)には第二回「富士川町の日」を予定しています。新たに駿府鉄砲衆も参加を予定しており、富士川町の良さをさらに広めてきたいと思えます。また、町民の皆さんにとっても楽しい内容だと思いますので、是非会場にいらしてください。

## 町庭園「旬感ふじかわ」 受賞状況

### 「金・銀・銅賞獲得! 残るは...」

全八回の国際コンテストのうち四回までの審査が終了し、既に九つの賞を獲得しています! 内訳は金賞が一、銀賞が六、銅賞が一、特別賞が二となっております。残りの四回のコンテストで、さらに六部門へのエントリーを予定しています。なお、受賞した賞状等は、JR富士川駅内の町民ギャラリーに展示しています。

コンテスト名	エントリー部門	作品名	審査結果
オープニング・ガーデンショー	短期間展示庭園	旬感ふじかわ	銀賞 特別賞
		緑のガーデンショー	銀賞 外賞
緑のガーデンショー	短期間展示庭園 庭園構築物	旬感ふじかわ	銀賞 外賞
		楽座	選外賞
		富士川の流れ	選外賞
		景石 蛇籠 風の扇	選外賞 銅賞
グランド・ガーデンショー	短期間展示庭園	旬感ふじかわ	銀賞 賞
		庭園の設計	銀賞 賞
		庭園の施工	銀賞 賞
		樹木類・竹類	選外賞
露のガーデンショー	短期間展示庭園	旬感ふじかわ	銀賞

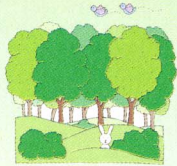
## それぞれの環境への取り組み

### 「明見神社鎮守の森を育てる会」

平成十三年十二月、芦川兼雄さんを会長に「明見神社鎮守の森を育てる会」が発足し、現在は九十余名の会員となりました。年間行事には里山整備事業に加え、ネイチャークラブトクラブや環境創造祭への参加、水辺の生き物調査もあります。また、活動報告等を含め、会報も年三回程発行しています。

### 「環境創造祭に参加」

第一回目は間伐材を利用した作品の展示及び販売を実施しました。「自然保護を考える」を活動テーマに環境整備しながら、捨てられかけた小さい命に、別の命を吹き込むことのできる素晴らしい発見出来ました。二回目の参加では「木を知る」をテーマに、人間と自然木との共存を考え、荒廃しかけている周辺の雑木林を整備し、自然散策域を広げることが目標としました。



### 「丸太橋渡りの初め」



里山整備事業の最大イベントだった「丸太橋掛け」は、プロ達の応援を仰ぎ慎重な作業が進む中、会員互助の親睦も深まりました。作業終了後の充実感という言葉に尽くせないものがありました。

公募により、橋は「しろうま橋」と命名され、今年度は間伐材を利用した「あずまや」が建立されました。夏には最適な場所ですので、お近くにお越しの際は、是非お立ち寄りください。

## 学校図書館の充実!

### 【方針】

静岡県教育計画「人づくり」二〇一〇プランでは、人づくりにおける読者の大切さを重要視し、二〇一〇年には中学生の読書冊数目標を月三冊以上としています。

### 【取り組み】

富士川第二中学校では、生徒を対象に読書冊数のアンケートを実施しました。結果は、月に十冊以上読む生徒もいますが、大半は月一冊程度に留まっています。そこで、図書室を充実することで生徒の読書に対する興味を引き出すことを提案しました。

昨年十月には、町内の中学校と町立図書館がネットで結ばれ、互いの図書が検索出来るようになりました。また、今年度四月からは、司書教諭の吉田千都先生の補佐役として司書教諭助手の小泉友香先生を配置し、生徒へのレファレンスサービス(利用者の方から質問・相談を受け、調査・研究のために必要な資料の紹介や、資料を探すためのお手伝い)、図書紹介の掲示づくり、読書のすそめ等の活動を行っています。

### 【今】

現在では、図書室の環境や廊下の掲示が楽しく、わかりやすくなり、生徒が積極的に図書室を利用する姿が見えるようになりました。

昼休みには、生徒(二〜三名)が当番制で本の貸出管理を行っています。もちろん、昼休み以外の時間も開放し、中学生の出入りは自由です。吉田先生は、「このような環境を与えてくださり感謝しています。この環境を皆さんに活用して頂けるように、積極的なPR活動をしたい。」と話されています。

読書は、学力、社会性やモラルの育成の重要な糧となり、やがて「人づくりに大きく貢献できるもの」と感じました。





キライワイン  
新作発表会!

五月二十八日(金)楽座四階展望ラウンジにて、新しく生まれ変わった富士川キウフルーツワインの発売を記念して、新作発表会が行われました。招待者からは「甘くスッキリした味わいで飲みやすい」と好評でした。今後も、地域に愛される特産品づくりを目指します。



初夏の運動会

五月二十九日(土)に、第二小学校と第二小学校で運動会が開会されました。心配された天気も、予報に反し、絶好の運動会日和となりました。生徒は、日頃練習で培った成果を、存分に家族に披露していました。



人権擁護啓発活動

小雨降る肌寒い中、「人権擁護委員の日」を前に、三十日(月)楽座三階ふれあい広場にて、人権擁護委員さんにより、啓発資料が楽座来客者に配られました。委員さんは立ち止まった方に「悩む前に相談してくださいね」と声を掛けていました。



第三十二回  
ふれあい広場開場!

富士川町社会福祉協議会主催のふれあい広場は、六月五日(土)に総合体育館にて開催されました。福祉関係団体やボランティアグループなどが参加し、フォークダンスや合唱などに加え、陶芸体験コーナーやバザーなどが行われ、ステージ・出店と楽しんでいました。



グラウンドゴルフ大会

六月十三日(日)第二小学校と第二中学校にて富士川町体育協会が主催する春季グラウンドゴルフ大会が開催されました。ゴルフと違い場所も限定されず、体力的なハンデも少なく、幅広い年齢層に受け入れられるスポーツですので、皆さん、機会がありましたら是非参加ください。



消防団まつり

同日、総合体育館にて二年に一度の消防団まつりが開催されました。当日は、消防車乗車体験や、起震車体験、ロープ渡河体験など、貴重な体験をすることが出来ました。中でも、起震車による震度七の横揺れの体感、疑似体験とわかつている大人でも、恐怖を感じるものでした。また、各出店コーナーや餅まきなどもあり、参加者の多くが家族連れで楽しんでいました。



鮎の稚魚が  
放流されました!

六月十四日(月)総合体育館前で、稚鮎二万匹が松千代保育園の園児の手によって放流されました。放流された鮎は、すぐに小さな群を作り、浅瀬を回遊していました。身近にある富士川の恵を大切にすることが、園児に少しでも伝わることを願います。



第三回環境創造祭開催

六月二十日(日)楽座において第三回環境創造祭が開催されました。今回は「見直そう身近な環境!未来につながる第一歩」をテーマに一人一人が環境保全について考えました。なぞなぞマンが出題する環境に関する珍問難問に、子供達の食い入る姿が印象的でした。





# 福祉情報ボックス

## 第54回社会を明るくする運動!

福祉

### 問い合わせ先

健康福祉課 ☎81-4806

### 速報!放課後児童クラブ利用者(夏休み期間中)及び指導員の募集について

放課後児童クラブでは、夏休み期間中に限り、児童をお預かりし、併せてその指導員も募集します!

#### 【児童】

- ★募集定員 第一小学校区 9名  
第二小学校区 2名
- ★対象児童 概ね10歳未満の小学生
- ★日時 7月24日(土)から8月31日(火)まで  
8:00~18:00(但し日曜日は除く)
- ★利用料 7月分 5,000円  
8月分 12,000円

#### 【指導員】

- ★募集人員 第一小学校区 2名  
第二小学校区 1名
- ★勤務体制 8時間勤務(8:00~18:00の間)
- ★賃金 時給862円

※申込みは、何れも7月21日(水)までとします。  
詳細は、健康福祉課福祉室まで。

この運動は、全ての国民が自らの問題として、犯罪や非行の防止と罪を犯した人達の更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築いていこうとするものです。

近年、少年による凶悪重大な事件が相次ぎ、また、いじめ不登校、ひきこもりが大きな社会問題となつています。これらは急速な社会変化の中で、地域社会の機能が弱体化し、住民同士のふれあいや親子の対話が減っていることが背景にあると考えられます。

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を犯した人や非行をした少年の更生を果たす場も地域社会に他なりません。そして、その更生を

意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と協力が不可欠です。

こうした運動を理解してもらうために、全国各地で数多くの住民や団体の参加の下、それぞれの地域の特色を活かしながら、様々な活動が行われています。

富士川町でも六月三十日サン・クレア富士川において実施委員会が行われ、保護司会や更正保護女性会、民生委員、区長会などの方々の協力を得て、パンフレットなどの配付による街頭広報活動が行われました。

みなさんもこれを契機に、心と心のふれあいつながりがある、誰もが「いきいき」とできる明るい地域づくりに参画しましょう。

### 結核健康診断の結果のお知らせ

5月18日~25日にかけて行われました結核健康診断(胸部レントゲン)を受けた方で、**お手元に結核通知書が届かない方は、特に異常が認められませんでしたので、お知らせします。**

### ◆◆ 今月の各種相談日 ◆◆

すべて無料の相談です。お気軽にご利用ください。

#### ◆精神保健福祉相談【予約制】

精神科医師がストレスによる悩み、精神的な病気かどうか、物忘れ、アルコールの問題等に相談にのります。

日時 7月21日(水) 14:00  
会場 蒲原町保健センター  
申込 志太榛原健康福祉センター庵原分庁舎 (TEL0543-67-1179)

#### ◆心の健康相談【予約制】

保健師が精神的な病気、思春期の問題、物忘れ等の相談にのります。

日時 7月27日(火) 13:30~15:00  
会場 富士川町保健センター  
申込 富士川町保健センター(TEL81-4807)

#### ◆成人健康相談

保健師・栄養士が高血圧、糖尿病等の相談にのります。身長・体重・体脂肪・血圧・骨密度測定もできます。(骨密度測定は保健センターのみで実施・要予約)

日時 7月27日(火)  
会場 富士川町保健センター 9:30~11:30  
サンクレア富士川 13:30~15:00

#### ◆乳幼児相談

お子さんの発育・発達、授乳・離乳食の相談、予防接種、その他育児全般の相談日です。身長・体重・胸囲・頭囲測定もいたします。

日時 8月10日(火) 9:30~11:30 13:30~15:00  
会場 富士川町保健センター  
※対象児(3・9・12か月児)には通知いたします。それ以外の方もご自由にご利用ください。

### ●● 食中毒を予防しましょう! ●●

食中毒といえば梅雨時期から初秋までが発生のピークです。中でも魚介類による腸炎ピブリオの食中毒が大部分を占めます。夏を過ぎ、冬場になると二枚貝(特にかき)によるノロウイルスの食中毒が増えます。夏場だけでなく、一年を通して、食中毒には注意しましょう。

#### 家庭でできる予防のポイント

- ★食品の購入 賞味期限は大丈夫?  
新鮮ですか?  
肉汁、魚の水分漏れていませんか?
- ★家庭での保存 冷蔵庫のつめすぎ、温度は大丈夫?  
肉・魚の汁が他についていませんか?  
適温で保存していますか?
- ★下準備 タオルや布巾はきれいですか?  
肉・魚・卵をさわったら、手洗いしましょう!  
生で食べるものは、肉・魚・卵から離しましょう!  
調理器具は、洗剤で1回1回洗っていますか?  
手は、いつも清潔に、手洗いの習慣を!  
解凍したら、すぐ使いましょう!
- ★調理 十分加熱し、中心まで火が通った事を確認しましょう!  
電子レンジでの加熱ムラに注意!  
調理を途中でやめて、室温に長時間放置するのは、やめましょう。
- ★食事 食べる前は手をきれいに洗いましょう!  
盛りつけは、清潔な器具・食器を使いましょう!  
温かいものは温かく、冷たいものは冷たくして、すぐ食べていますか?
- ★残った食品 時間が経ちすぎたら、思い切って捨てましょう!  
温め直す時は、十分加熱しましょう。

#### 子どもと高齢者は特に注意!

体の抵抗力が弱い子どもや高齢者は、少量の菌でも発症し、しかも重症化しやすい傾向があります。子どもや高齢者がいる家庭では食中毒にならないよう、特に注意が必要です。食中毒と思ったら、下痢止め、嘔吐止め等飲む前にかかりつけの医師に診てもらいましょう!

### 戸籍のまど 5月21日~6月20日届け出分(敬称略)

#### おめでとぅ

#### おくやみ

区名	氏名	保護者	区名	氏名	年齢
相生町	志村 美咲	雅由	宮町	塩坂 千鶴子	59
上町	岩崎 鈴	和久	本通り一	佐野 愛子	93
上町	川代 真成	善彦	幸町	齋藤 善彦	60
堺町	鈴木 爽斗	圭	東町二	植松 律子	79
新町	白鳥 洗揮	順一	南町一	田中 茂雄	81
新町本町	柴切 龍輝	啓介	八幡町	増田 かおり	40
宮町	齋藤 美咲	誠	清水町	白井 ヤエジ	92
本通り四	小永井陽樹	大輔			
本通り四	藤野 新	真由			
東町一	増田 佳乃	剛			
東町一	渡邊 仁	信朗			
八幡町	青名畑乃瑛	賢治			
富士松野	穂高 直樹	直樹			



### 若鮎グループからのお知らせ

(富士川町健康づくり食生活推進協議会)

昨年度、小学校の料理クラブで実習したメニューです。生地の中にはスキムミルクを加え、ジャコや桜エビ、チーズなどをトッピングに使ってカルシウムたっぷりのおやつです。おつまみにもどうぞ。

簡単なので、親子で作ってみましょう。

#### じゃがいものガレット

【材料】(4人分)

- じゃがいも 1個
- 小麦粉 1カップ
- 卵 1個
- スキムミルク 大さじ1
- 水 1カップ
- ちりめんじゃこ 好みで
- さくらえび 少々
- とろけるチーズ 適量
- サラダ油 適量

#### 【作り方】

- ①じゃがいもは、細切りにして水にさらしておき、しっかりとゆでる。
- ②Aを混ぜ合わせ、①を加える。
- ③フライパンに油をしき、②を丸い形に広げ、ふたをして焼き色が付くまで焼く。
- ④ひっくり返し、上に好みでちりめんじゃこ又は、桜エビのせ、とろけるチーズのせ、ふたをして、火が通るまで焼く。







**☆材料 (四人分)**  
 かぼちゃ 1/3個  
 プロセスチーズ 5mm厚 4枚  
 衣(小麦粉、溶き卵、パン粉各適量)  
 揚げ油  
 塩  
 胡椒



**かぼちゃのチーズサンドフライ**

**☆作り方**  
 ①かぼちゃは8等分の楕円に切り、耐熱容器に並べてラップをかけ、電子レンジで約1分加熱して、軽く塩・胡椒をふる。  
 ②かぼちゃ2枚でチーズ1枚を挟み、衣の材料を順につける。  
 ③170℃の揚げ油でこんがり揚げ、食べやすく切り分けて、あればレモンを添える。

**☆材料 (四人分)**  
 かぼちゃ 1/6個  
 赤唐辛子(輪切り) 少々  
 ごま油  
 A(酒大さじ1、醤油大さじ2、砂糖大さじ1/2)



「おかず材料使いつきり応援団」より  
 (女性の会 清)

②ごま油大さじ1と1/2で赤唐辛子、かぼちゃの順に炒め、油がまわったらAを混ぜ、汁気を飛ばす。かぼちゃはラップで包み、電子レンジで少し加熱すると堅い皮も切りやすい。

**公民館インフォメーション**

■ 新着図書 ■

**児童図書**

アグリーガール  
 アツイゼ! 消防官  
 おじいちゃんの木  
 おしゃべりな手紙たち  
 おばけむら  
 暮らしをまもり工事を行ったお坊さんたち  
 しろいうさぎがやってきて  
 ダヤンとタシルの王子  
 ねえだっこして  
 ねがいほしかなえぼし  
 ママがおうちにかえてくる!  
 まんじゅうこわい

ジョイス・キャロル・オーツ/作  
 くさば よしみ/著  
 内田 麟太郎/ぶん  
 ポーラ・ダンシガー/著  
 田島 征三/絵  
 かこ さとし/作  
 エリック・パテユ/作  
 池田 あきこ/著  
 竹下 文子/文  
 内田 麟太郎/作  
 トメク・ボガツキ/絵  
 斉藤 洋/文

**一般図書**

風の歌、星の口笛 村崎 友/著  
 剣闘士スパルタクス 佐藤賢一/著  
 剣と薔薇の夏 戸松淳矩/著  
 ゴシップ的日本語論 丸谷才一/著  
 自転車少年記 竹内 真/著  
 しなやかにしたたかに 渡辺淳一/著  
 シーボルトの眼 ねじめ正一/著  
 スペース 加納朋子/著  
 天使の代理人 山田宗樹/著  
 翔べ! ラピッツ 深田祐介/著  
 トリアングル 俵 万智/著

長崎乱楽坂 吉田修一/著  
 ニューヨークの古本屋 常盤新平/著  
 脳みその研究 阿刀田高/著  
 人はなぜ戦いに行くのか 曾野綾子/著  
 ビューティフル・ネーム 鷲沢 萌/著  
 誠の話 椎名 誠/著  
 淫らな罰 岩井志麻子/著  
 みんな誰かを殺したい 射逆裕二/著  
 輪違屋系里(上) 浅田次郎/著  
 輪違屋系里(下) 浅田次郎/著

静岡大学  
 「焼き物の歴史と鑑賞」 柴垣勇夫 先生  
 静岡県立大学  
 「食の安全と安心を求めて」 木苗直秀 先生  
 富士常葉大学  
 「富士山周辺の自然」 佐野貴司 先生

**中央公民館図書室が夜間延長します**

7月1日(木)から8月31日(火)まで、中央公民館の図書室が午後7時まで開室しています。お仕事や学校の都合で今までなかなか図書室へ来られなかった方も是非ご利用ください。  
 なお、毎週月曜日と7月20日(火)(海の日の振替休日)は休室日ですが、返却ボックスへの本・ビデオの返却はできます。

昼間(9時から17時)  
 本とビデオの貸出と返却、予約、検索  
 夜間(17時から19時)  
 本とビデオの貸出と返却、予約

**平成16年度特別公開講座(後期) 受講生募集**

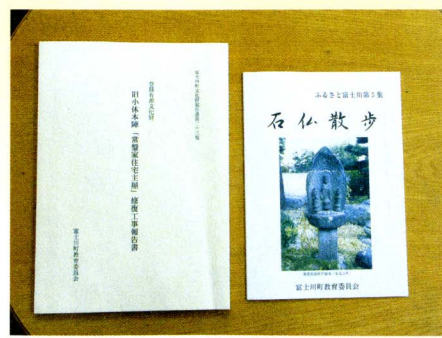
中央公民館では、静岡大学・静岡県立大学・富士常葉大学の先生をお招きして特別公開講座を実施します。普段なかなか聞くことができない大学の先生の講義を是非一度体験してみませんか?  
 後期の日程は9月中旬から11月を予定しています。詳しい日程と講義内容は、各戸配布の募集チラシをご覧ください。中央公民館までお問い合わせください。

**俳句花協文**

中国の旅の日のごと柳絮舞ふ 南町一 上野 みつ子  
 産土神の素木の堂宇に鳥蝶 南町一 田辺 つぎ子  
 蛇母とぼんぼん飛ばす草刈機 堺町 植松 三知男  
 緑立つ島のあらこら貯水池 相生町 塚部 俊雄  
 水を得てフォルテフォルテの雨蛙 八幡町 松尾 秀一  
 軽鴨のうたたね長し寺の池 宮町 柚木 恵美子  
 六地藏のあぶらんそろそろ更衣 新町 杉山 晴子  
 万緑や微笑みかけし六地藏 堺町 大石 清子  
 風薫る漱石庵に長居せり 新町本町 土谷 光代  
 穏やかに伊勢の夕潮麦の秋 八幡町 松尾 保子  
 ランドセルに服着せ走る梅入りかな 川坂 望月 洋子  
 長生きの母居るよろこび母の日や 宮町 倉内 美枝子  
 青葉風ナナハンが追ふ高速路 八幡町 錦織 悦子  
 五月風観音さまを撫でて行く 東町 遠藤 弘子  
 花博の花壇を飾る茄子・小豆 幸町 小林 正子  
 青梅を口をすばめて洗ひけり 新町 森中 ける美  
 手庇の遙かに伊豆の朧なり 新町 北條 澄子  
 轉りに一喝入るる里鴉 南町一 影島 智子

**「ふるさと富士川第五集」及び「旧小休本陣」常盤家住宅主屋」修復工事調査報告書を刊行しました。**

町教育委員会は、町の歴史や民俗、文化財を紹介したふるさと富士川シリーズを刊行しています。  
 今回、その第五集として『石仏散歩』を刊行しました。内容は平成九年に発刊した『富士川町の石造物』を基に、町内を代表する石造物(主に石仏)について、写真を交えて分かりやすく解説し、位置図も載せています。  
 この機会にこの冊子を手にとり内をウォークしてはいかがでしょう。身近にある石造物にふれ、町の歴史に思いをはせてみませんか。  
 また、平成十二年度から実施してきた旧小休本陣「常盤邸」修復工事が平成十五年年度に完成を迎えました。教



育委員会は、この修復工事の記録を将来に残し、その成果を伝えるため、「旧小休本陣」常盤家住宅主屋」修復工事調査報告書」と題した文化財報告書を刊行しました。内容は、常盤家の歴史を含めた建物の概要、修復工事の記録、古文書などの資料を掲載しています。  
 なお、ふるさと富士川第五集『石仏散歩』は冊三百円、「旧小休本陣」常盤家住宅主屋」修復工事調査報告書」は冊二千円が七月一日より教育委員会事務局にて有料頒布しています。  
 詳しくは教育委員会事務局までお問い合わせください。



保…保健センター 中…中央公民館 総…総合体育館 サ…サン・クレア富士川 松…松野児童館 宇…宇多利児童館

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	8/1	31	7/30
土	金	木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金
		婦人科検診12:50集合(蒲原病院)		乳幼児相談 9:30~11:30 13:30~15:00(保)	コアの会10:00~11:00(保) 婦人科検診12:50集合(蒲原病院)				婦人科検診12:50集合(蒲原病院)	2歳6か月児フッ素塗布9:15~9:30受付(保)	40歳・50歳園科検診・骨密度検診13:00~ 婦人科検診12:50集合(蒲原病院)				基本健康診査13:15~14:15(保)
					休館日		常葉大 公開講座(第5回目) 文学講座(第3回目)					休館日		常葉大 公開講座(第4回目)	
	子供バドミントン教室(午前1/3)	子供バドミントン教室(午前1/3)	エアロビクス教室(夜間多目) 子供バドミントン教室(午前1/3) バドミントン教室(夜間2/3)	子供バドミントン教室(午前1/3)	休館日	オレシカップミニバス招待大会	オレシカップミニバス招待大会	子供バドミントン教室(午前1/3) オレシカップ練習(夜間2/3)	子供バドミントン教室(午前1/3)	エアロビクス教室(夜間多目) 子供バドミントン教室(午前1/3) バドミントン教室(夜間2/3)	子供バドミントン教室(午前1/3)	休館日	富士見白バドミントンリーグ大会		
囲碁教室13:00~17:00	総合相談10:00~15:00			いきいき倶楽部10:00~14:00 フラワーデザイン教室19:00~21:00	エアロビクス同好会13:30~15:30	休館日	囲碁教室13:00~17:00		生け花教室②19:00~20:00 着付けクラブ19:00~21:00	いきいき倶楽部10:00~14:00	エアロビクス同好会13:30~15:30 鎌倉彫教室13:00~15:00	休館日	休館日	囲碁教室13:00~17:00	
			休館日	休館日			絵画教室9:30~(松)	わくわくサークル11:00~(宇)	わくわくサークル9:30~(宇)	つくり工房9:30~(宇)	休館日	休館日	休館日	ゲーム大会9:30~(宇)	

# CALENDAR 予定表(7/15~8/14)

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	7/15
木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日	土	金	木
基本健康診査13:15~14:15 受付(保)	基本健康診査13:15~14:15 受付(保)	基本健康診査13:15~14:15 受付(保) 成人健康相談13:30~15:00 受付(保)	基本健康診査13:15~14:15 受付(保)			基本健康診査13:15~14:15 受付(保)	基本健康診査13:15~14:15 受付(保)	コアの会10:00~11:00(保) 基本健康診査13:15~14:15 受付(保)	基本健康診査13:15~14:15 受付(保)				基本健康診査13:15~14:15 受付(保)	基本健康診査13:15~14:15 受付(保) 若鮎グループ活動9:30~(保)
		県大 公開講座(第5回目)	休館日		ピアノ上映会14:00~			静大 公開講座(第5回目)	休館日	休館日			まきの木大学全体学習(第3回目)	
	エアロビクス教室(夜間多目)		休館日	富士川ミニバス招待大会	にこにこ健康体操(午前多目)			バドミントン教室(夜間2/3) エアロビクス教室(夜間多目)	休館日		ウイングアリーナインディアカ大会	共済バレーボール大会(昼間2/3) にこにこ健康体操(午前多目) 卓球教室(夜間1/3)		
		いきいき倶楽部10:00~14:00 フラワーデザイン教室19:00~21:00	フォークダンス倶楽部10:00~11:00 エアロビクス同好会13:30~17:30	休館日	囲碁教室13:00~17:00			生け花教室②19:00~20:00 着付けクラブ19:00~21:00	いきいき倶楽部10:00~14:00	休館日	休館日	囲碁教室13:00~17:00 手芸教室9:30~11:30	生け花教室15:00~16:00 19:00~20:00	絵画教室9:00~11:00 生け花教室15:00~16:00 19:00~20:00
	卓球同好会10:00~(松)	休館日	休館日		白寿会定例会13:30~(宇)			卓球同好会10:00~(松)	休館日	休館日	休館日		卓球同好会10:00~(松)	白寿会カラオケ13:30~(宇) 母親クラブ10:00~(松)



# 伝言板

## ■ 職業安定所職業相談 (産業環境課 ☎81-4816)

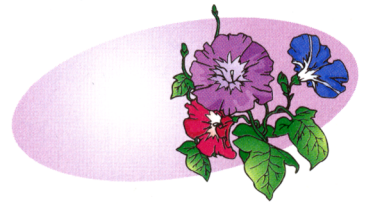
日 時 : 7月21日(水) 午前9時30分~正午  
 8月18日(水) 午前9時30分~正午  
 会 場 : 役場2階防災会議室

## ■ 年 金 相 談 (町民課 ☎81-4804)

- ◆サン・クリア富士川  
8月 5日(木) 午前9時30分~午後2時30分
- ◆役場2階防災会議室  
8月19日(木) 午前9時30分~午後3時

## ■ 犬・猫の引き取り (産業環境課 ☎81-4805)

富士川町役場	7月21日(水)
	8月 4日(水)
11:10~11:25	8月18日(水)



## ■ 人権・行政・交通・結婚・心配ごと相談 (社会福祉協議会 ☎81-0294)

- ◆地域福祉センター  
7月20日(火) 午前9時30分~午後3時(心配ごと相談)  
7月23日(金) 午前9時30分~正午(結婚相談)
- ◆サン・クリア富士川  
8月13日(金) 午前10時~午後3時

## ■ 税金・使用料等の納期

- ◆固定資産税 2期 8月 2日(月)
- ◆国民健康保険税 2期 8月 2日(月)
- ◆介護保険料 2期 8月 2日(月)
- ◆下水処理場使用料 6・7月分 7月28日(水)
- ◆水道料 6・7月分 7月28日(水)

# 富 ◆ 士 ◆ 川 ◆ 楽 ◆ 座 ◆ 情 ◆ 報

## 第3回ふじかわ環境創造祭

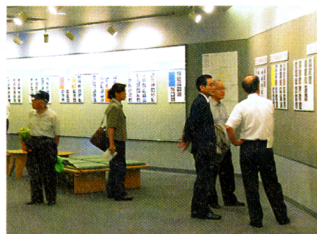
環境月間の先月20日、毎年恒例となっている「ふじかわ環境創造祭」が行われました。



パネルやパンフレット等で、環境問題にふれるコーナー。みなさんの、環境についての関心の高さが伺えました。



2F 体験館では、東京の科学技術館から講師を招き、工作・実験教室を行いました。



4F ギャラリーでは、富士常葉大学主催による、「不法投棄」のパネル展示が開催されました。

## エコガク6月号の特別イベント報告

6月13日(日)に、草木染め体験を行いました。白い木綿ハンカチが、サクラの葉で薄緑に色づけされ、絞りの模様がきれいに出ていました。



## 富士川っ子エコクラブ活動報告

6月27日(日)に第3回目の活動を行いました。



鳥居講の「語りと劇」を見ました。ジャガイモの収穫を行いました。

すべてのお問い合わせ

富士川楽座 事業部 TEL 81-5555(代)

URL <http://www.fujikawarakuza.co.jp>

### まちのメモ

平成16年7月1日現在  
 人 口 17,320人  
 男 8,463人  
 女 8,857人  
 世帯数 5,400世帯

### 広報ふじかわ

7月号 No.516  
 2004.7.14

発行/富士川町企画課 ☎0545-81-4802 FAX0545-81-2710  
 〒421-3305 静岡県庵原郡富士川町岩渕121番地  
 ホームページアドレス <http://fujikawa-cho.com>  
 電子メール [homepg@town.fujikawa.shizuoka.jp](mailto:homepg@town.fujikawa.shizuoka.jp)

印刷/佐野印刷株式会社